○品田委員長 ただいまより、経済文教常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、高橋ひでとし委員から欠席する旨の届出があります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和4年第2回臨時会提出議案についてを議題といたします。議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算について、理事者から御説明願います。

〇高田社会教育部長 議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、社会教育部所管分 につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。

補正予算書の4ページを御覧ください。下段にございます10款5項6目大雪クリスタルホール 費の大雪クリスタルホール補修費、補正額130万8千円につきましては、旭川市大雪クリスタル ホールの音楽堂で使用していますグランドピアノ3台のうち1台について、経年劣化により、弦が 断線するおそれがあることから、今後も長期的に安心して利用していただけるよう、弦の交換など に関わる修繕費用の補正を行うものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

〇品田委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇品田委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。 議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

まず、一般社団法人大雪カムイミンタラDMOの登記申請に係る不適切な事務処理について、理事者から報告願います。

○菅原観光スポーツ交流部長 一般社団法人大雪カムイミンタラDMOにおける登記申請に係る不適切な事務処理につきまして、御報告申し上げます。

当該案件は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定により、役員等に変更が生じたときは2週間以内に登記を行う必要があったところ、登記に係る事務の担当である一般社団法人大雪カムイミンタラDMOの事務職員が、平成31年4月から令和3年7月12日の登記の日までの間、計4件の必要な登記を行わず、令和4年1月12日付で、旭川地方裁判所から前代表理事に3万円の過料の処分が決定されたものでございます。また、令和3年7月12日の登記申請においては、DMO内部の決裁を経ることなく、法人の印鑑を使用し書類を作成するなど、登記手続を行っていることも判明しております。この事務職員が市から派遣している職員であることから、総務部人事課が事実確認のため聞き取り調査を行ったところであります。

それでは、当該案件に係る調査結果と、これに基づき令和4年3月18日付で行った本市職員の 処分等について、併せて御報告申し上げます。

一般社団法人や一般財団法人では、定例的な役員改選はもとより、任期途中で役員が変更になった場合にも変更登記が必要となります。大雪カムイミンタラDMOにおいても、平成31年4月1日に役員の辞任がありましたが、同年4月に市から派遣となった当該職員は、前任者から口頭により引継ぎを受けたものの、速やかに登記手続を実施しなければならないという意識が希薄であり、

また、法人立ち上げ後の様々な業務に追われる中、本手続が埋没してしまい、5月の役員改選、9月の役員死去、そして令和2年9月の役員就任と、4つの登記の必要性は理解していたものの、速やかに処理できなかったこと、また、事務処理の遅延により過料処分となることについても認識がなかったとのことであります。令和3年度となり、この業務を別の職員に引き継いだ際も、登記の未処理があることは告げず、業務を引き継がれた職員が令和3年11月に登記事項証明書を確認したところ、同年7月12日に一括して4つの登記が済んでいることが判明いたしました。これは、当該職員が、DMO内部の決裁を経ることなく法人の印鑑を使用して書類を作成し、申請に必要な登録免許税1万円を個人負担し、登記申請を行っていたものであります。なお、登録免許税につきましては、法人として必要となる経費を個人で負担することは好ましくなく、また、DMOの会計規則においては、立替払いの精算も可能であることから、処分後の3月25日にDMOから当該職員に支出をしております。

こうした市から派遣している職員が、結果としましてDMO及び市政の事務執行に係る信頼を損ねることとなり、当時の職位等を考慮いたしまして、次のとおり処分及び服務指導上の措置を行ったところでございます。当該職員に対しては戒告の懲戒処分、また、当時の上司5人のうち1人に対しては訓告、4人に対しては厳重注意、いずれも市からの派遣職員に対して措置を行ったところであります。なお、DMOの組織としても、役員変更の際に登記が必要なことは多くの職員が理解していながら、チェック体制が不十分であったことや、法人の印鑑の管理に関しても、保管方法に問題があったものと認識しております。これに伴い、今後の再発防止策として、DMOが法人全体でそれぞれの業務の進捗状況を把握できる仕組みを導入したほか、業務の進捗状況に応じ、記録を残すように改め、法人の印鑑の管理についても、専務理事及び事務局長の2名のみで鍵を保管することとしたと報告を受けているところでございます。

以上、御報告申し上げます。

〇品田委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はありますか。

○中村委員 ただいま、一般社団法人大雪カムイミンタラDMOの変更登記申請に係る不適切な事務処理について御報告がありましたが、この件で処分を受けた御本人、また上司も服務指導上の措置にはなっているんですけども、詳細を確認する必要があるなという思いから質疑をさせていただきたいと思います。

ただいま御報告にあったように、懲戒処分を受けた職員は、登記が必要な事項が生じたときには 2週間以内に処理をする必要があったにもかかわらず、2年以上放置をしていたこと、さらには、 DMOの内部決裁を経ることなく、法人の印鑑を使用して書類を作成して、登録免許税を自己負担 して登記申請を行っていたという問題です。DMOの組織としても問題があったということから、 当該事務職員だけでなく、上司に当たる5人も服務指導上の措置がなされたとのことです。

ただいまの報告の中で、平成31年4月に市から派遣となった当該職員は、前任者から口頭による引継ぎを受けたということだったんですけども、その結果、速やかな処理ができなかったということもあるのかなというふうに思います。また、DMO組織としても、登記が必要なことは多くの職員が理解していながら、チェック体制が不十分だという報告が今ありましたけども、本来、登記手続の際に登録免許税が発生いたしますので、必ず起案文書が必要になると思います。しかし、2年もの間、起案文書が回っていないことに誰も気づかないということはあり得ないことではないで

しょうか。総務部で作られた報告書も拝見させていただきましたけども、報告内容の詳細を見れば 見るほど、知れば知るほど、この事の本質は、DMOの組織自体にこそあったのではないかと考え ざるを得ないものですから、順次、伺ってまいりたいと思います。

登記手続に関してですが、今回問題とされたのは平成31年4月以降のことですが、それ以前の登記手続がどのようになされているのか、検証したいと思います。平成31年4月以前にも、2度ほど登記手続を行っていると思います。その詳細についてお知らせいただきたいと思います。

〇小島観光スポーツ交流部次長 登記についてでございますけれども、平成30年4月1日に事務所の移転がございましたことから、平成30年5月10日に事務所移転に係る登記手続を行ってございます。また、平成30年4月23日、それと平成30年6月22日に役員の辞任と就任がありましたことから、平成30年7月31日に、この2つ、両方の役員の変更に係る登記手続を行ったところでございます。

○中村委員 平成30年5月10日の執行分は事務所移転登記申請だったということでありました。 ただ、事務所を移転したのは平成30年4月1日となっております。 DMOの臨時理事会を3月1 3日に開催し、場所の移転についても満場一致で承認されているという資料も確認しました。本来 であれば、4月1日から2週間以内に登記手続を行わなければいけないわけですが、40日余りを 経過しております、このときも。

また、平成30年7月31日執行分は役員改選による役員変更登記ですが、役員が改選されたのは4月23日と6月22日となっているとのことです。これも3か月以上経過しているわけです。

DMOが発足してから、法令どおりの2週間以内に手続がなされていなかったことになると思いますが、市としての受け止めについて伺いたいと思います。

〇小島観光スポーツ交流部次長 登記手続でございますけれども、変更に必要な資料の収集でありますとか、相手方との連絡調整など、時間を要する場合もあるというふうに認識をしてございまして、また、立ち上げ直後のDMOが、市をはじめ、金融機関、観光コンベンション協会などから職員が集まった組織体制ということもございまして、法人としてのルールについて不慣れな部分があったことに加え、新たな業務に追われ、多忙を極める中、2週間以内での手続というのが困難であった部分もあるのかなというふうには受け止めてございます。

しかしながら、このような事情があったにせよ、変更事実があった日から登記手続までに2週間 以上を経過しているという事実はございますので、法令を遵守した事務処理ではなかったというふ うには認識をしているところでございます。

〇中村委員 今の答弁の前半部分は、忙しかったからしようがないんだみたいなことにも聞こえるわけですけども、本来、法令遵守というところで言えば、決められた期日までに事務処理を行うというのは、これは至極当然ですし、例えば、出生届は、決められた期間内に出生届を出さなければならないですよね。忙しかったからちょっと遅れましたって、普通、一般的にもそんなことがないわけですから、これはやはり、まず、もう初めからここに体質的な問題があったのかなということは受け止めざるを得ないのかなというふうに思っております。

それで、当該職員が事務を引き継ぐときに、口頭によるものだったとの報告もあったわけですが、 今、お話があったように、引継ぎを受ける前に2度ほど登記手続がもうなされているわけですね。 ですから、その書類というのは残っている、いわゆる起案文書のひな形というのはもう作られてい るわけですよね、残っているわけです。なぜ、こうした文書での引継ぎが行われなかったのか、伺 いたいと思います。

〇小島観光スポーツ交流部次長 当該職員が事務の引継ぎを受けた際、この事務を引き継ぐ職員というのは、法人内部で隣の部署に異動することになっていたところでございまして、業務を行いながら、随時、引継ぎをしていくことを予定していたということもありまして、紙ベースではなく、口頭での引継ぎが行われたというふうに伺っているところでございます。

○中村委員 引き継いだ方が隣の部署なので、いつでも引継ぎができるよという、そういったことだと思うんですけども、ただ、そうであっても、4月1日に登記手続をしなければならない案件がもうあったわけですよね。その件については、本来であれば、速やかに、2週間以内に登記手続を済ませなければならないということなんですが、これは当然なされていないという実態があるわけです。引き継いだほうも、どのように起案処理をしていかなければならないのか、登記手続をしなければならないのか、口頭だけで分かるのかといったら、これはなかなか難しいんじゃないですか。私たちだって、職員の立場に立って、口頭だけで聞かされて、でも速やかに登記手続をしなければならない案件が4月1日に発生している。自分が異動した日にもう発生しているわけですね。その事務の引継ぎというところで言うと、確かに隣の部署にいるよということはあるんですが、でも、結果的には手伝ってくれていないわけですよね。手伝ってくれていればこんなことになっていないわけですから。ですから、そうしたことを考えますと、この引継ぎ自体が、前任者の問題というのもかなり私はあるのかなというふうに思うんですよね。

その引継ぎの際には、紙ベースで、例えば、起案書のファイルだとか、そういう引継ぎが行われなかったということなんですけども、それ以降もそういう紙ベースでの引継ぎというのは一切行われなかったのかどうか、それについてお伺いしたいと思います。

〇小島観光スポーツ交流部次長 今の委員の御質問の部分でございますけれども、確認をしたところ、口頭での引継ぎのみということで終始してございまして、紙ベースでの引継ぎというのはなかったというふうに確認をしているところでございます。

○中村委員 これってどうなんでしょうね。実際に口頭だけで全部が全部、どういう事務の進め方をしたらいいかというのが分かるんであれば、それはいいんですが、ただ、実際、もし本人が分からなければ、登記事務をやらなければならないということが分かっていても具体的にどのような手順でやっていっていいのかが分からない、そのままになってしまう、そのうちに、先ほど報告があったように、DMOのいろんな業務がたくさんありますから、忙殺されてしまって、なかなかその事務ができなかったということになってしまう。ですから、この事務の引継ぎというところで、普通であれば、それ以前に2回、役員の異動等もやっているわけですから、起案文書のファイルとか、それを見てやったらいいよっていうだけの話ですよ。それがなされていない。だからできなかったということも一つはあると思うんですよね。そこの点は何の報告書にも書いてないんですけどね。やっぱり問題の本質というところで言うと、そこが一番大きいと私は思っています。そこさえしっかりと引継ぎできていれば、こんな問題には発展しなかったのかなというふうに思うんですよね。

それで、先ほど冒頭でも指摘をしましたけど、登記手続の必要性について管理職員は感じていた ということだったと思いますが、当然、登録免許税を要することから、登記を行う際は起案文書が 作成されることになります。さきの平成30年の2回の起案文書をちょっと私も直接見せていただ きましたけど、その起案の決裁欄のところに、専務理事、事務局長、総務部長の判こが押されていたんですね。ですから、こういった登記手続の場合は、必ず起案書が回ってくるということは明らかでありますし、専務理事と事務局長は、それ以前もそれ以降も人が変わってないんですよ、おんなじ人が続いているわけですから。人が変わっているんであれば、いやそんなこと分からないよということもあるかもしれませんけど、言い訳できないんですよね、専務理事も事務局長もずっと継続されていましたから、この間。

ですから、管理職の誰かから、登記手続の起案文書が作成されていないことについて、当該職員 への指導があってしかるべきだと思いますが、本当に2年間、一回も注意喚起を当該職員に行わな かったのかどうか、伺いたいと思います。

〇小島観光スポーツ交流部次長 役員変更の際に変更登記が必要なことというのは、組織として承知をしていたということでございますけれども、それぞれが自らの業務に忙殺をされ、いずれの上司も事務処理については一定程度部下に任せておりまして、登記手続につきましても処理されているものと認識していたとのことでございます。

上司からの注意喚起がなかったことに加え、組織としてもチェック体制が不十分であったという ふうに認識をしているところでございます。

○中村委員 管理職は、登記手続が処理されているものと認識していたというふうに、今、答弁されたんですけど、これは大問題ですよね、そうであるならば。要するに、起案文書が回ってきてないのに、処理はもうされていたという認識になっているのであれば、必ず起案を通さなきゃならない、決裁印を押さなきゃならないのに、その記憶も曖昧だし、そして、結局、もう処理されていたということになれば、事務局長も専務理事も、その担当者が勝手に印鑑を押して起案書を作成できることになるじゃないですか。そんないいかげんな体制がこのDMOで継続していたということになりますけども、それでよろしいでしょうか。

〇小島観光スポーツ交流部次長 先ほどの答弁で、管理職の者が登記手続が処理されているものと 認識していたという部分につきましては、日常的な業務に忙殺される中で、起案処理により登記手 続の処理がなされていたかどうかの記憶が曖昧になっていたというふうな理解でございます。

〇中村委員 全く話にならないですよね、今の答弁だと。管理職の使命というのを果たそうとする 人が誰一人いなかったのかなということで、非常に残念でならないですし、管理職員の責任はもう 本当に重たいと思います。

当該職員への引継ぎが口頭のみ、さらには管理職から適切な指導助言も一切なしという中で、結局、2年間が経過しているわけですよね。戒告処分を受けた職員よりも、私は管理職のほうが責任が重いと言わざるを得ないと思いますが、見解を伺いたいと思います。

○小島観光スポーツ交流部次長 今回のような不適切な事務処理に係る処分量定につきましては、事務担当者の知識不足、あるいは漫然とした事務処理に起因する場合は、職務怠慢ということで担当者に重くし、管理監督者に軽くするというような通例がある一方、一連の意思決定行為における組織管理上、事務管理上の問題に起因する場合には、管理監督責任の観点から、管理監督者に重くしているというところでございます。

今回の事案に関しましては、委員御指摘のとおり、平成30年度の変更登記の時点で、法令に定める2週間の期限を遵守できておらず、組織的に法令遵守の意識が希薄であったというふうに言え

るものでございますけれども、今回の処分に関しましては、3万円の過料の処分が決定され、市民への信頼を失墜させたことに着目して処分量定を決定したところでございまして、過料の処分の対象となった、平成31年から令和2年9月までの間の4件の登記処理が遅れたことに対する事務の懈怠の責任を問うたものでございまして、担当者に対する処分量を重く、管理監督者に対する処分量を軽くしたというようなところでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。〇中村委員 今の答弁をお伺いしていても、例えば、管理監督者の責任のところも、そこが重たくなる場合もあるということで言われましたけども、一連の意思決定行為における組織管理上、事務管理上の問題に起因する場合は、管理監督責任の観点から管理監督者に重くしているというふうな説明がありましたよね。まさに私はここに当たるんじゃないかと思いますよ。だって、2年間にわたって、当該職員に注意喚起も全く一回もしていないんですよ。登記手続が進んでないというところの確認を全くされない中で、これは1回や2回でなくて、かなりの回数、複数回起きたにもかかわらず、それに対して全く管理監督者の方々についてはその職責を果たしたとは言い難いと思います。

今、答弁で御説明があったのは、3万円の過料があったから、当該職員に対する責任を重くしたっていうようなことも言われたんだけど、その要因というのは、組織上の体制でそのような状況がつくられていったと、そういうふうにも私は見えますけどね。であるならば、当該職員がこの処分内容であれば、さらに重たい処分が、それこそ減給ぐらいの処分が管理監督者にあったっておかしくない内容だというふうに私自身は理解します。今回の質疑で明らかなのは、管理職の職務怠慢が今回の事案の根本原因だということが言えるのかなというふうに思います。

総務部が作成した報告書の経過を見ますと、令和3年4月に担当替えがあったんですよね。その際に、死亡した監事が登記上残っていたことが確認されたと。新しく担当になった方が登記を見たんですね、そうすると、古いままになっているということが分かったんですね、この方が。それで、当該職員の方に確認したところ、登記はやったはずというふうに答えて、これは虚偽の説明をしたと。だからここも処分の一つに加えられている部分だと思います、虚偽でそういったことを言ったということでね。この時点で、管理職が詳細を掌握する必要があったと思いますが、この報告書では、その点が記載されていないんですよね。この時点で、新しい担当者から管理職への相談はなかったのか、伺いたいと思います。

〇小島観光スポーツ交流部次長 前任者から、登記手続を行ったはずという発言を受けたため、新 しい担当者も登記手続が行われているという認識に立っていましたことから、新しい担当者から管 理職への相談はなかったということを確認しているところでございます。

○中村委員 これもおかしな話なんです、登記を取って見て、古いままになっているということが分かっているわけですから。前任者の当該職員の方にどうなっているのか聞いたところ、やったはずっていうふうに言ったことを聞いたから、結局、上司には報告しなかったってなるんだけど、本来であればこの時点で上司に報告して、登記が古いままになっていますよと。そうなれば、管理監督者の上司の方々も、やっぱり、当然、どうなってるんだということで動きますよね、そしてその場で修正ができたはずなので。そうなると、7月12日に、処分を受けた方は自分で勝手に登記手続をして、お金も自分で払ったんですけど、4月の段階で十分組織的に修正ができたはずなんですよね。結局、今の答弁を聞きますと、それすらやってなかったということが分かりました。

それから、4月26日以降も複数回、登記事務があるんですけども、多分、新しく担当になった職員は、古い登記のままだからなかなかいじれないというところはあったのかもしれないんですが、4月26日、5月28日、6月25日、8月31日、10月18日、要するにこれらの役員変更登記等々が11月4日に一括して起案決裁され、登記手続がなされているんです。こうした手続についても法令遵守しているとは言い難い部分があるのかなというふうに思うんですけども、お伺いをしたいと思います。

○小島観光スポーツ交流部次長 御質問の変更登記につきましては、一度に手続がなされているというところでございますけれども、各役員からの書類の受領に時間を要したことに加え、その時期は、役員の改選や転勤、あるいは市長選挙など、役員の入替えがあらかじめ見えていたことや、登記手続ごとに登録免許税を要するということもあり、一度にまとめて行ったというふうに聞いております。しかしながら、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定により、役員等に変更が生じたときには2週間以内に変更の登記をしなければならないとされている以上、それを遵守することは当然でありますので、法令に従った手続というふうには言えないものと考えているところでございます。

○中村委員 私ね、管理職の皆さん方は2週間以内に登記手続をしなければならないって本当に分かっていたのかなって思うんですよね。今の、そしたらまとめて出せばいいっていう考え、それは、担当者の判断だけじゃなくて、当然、上司の確認、判断を仰いでいるはずですから、そうなると、やっぱり、法令遵守の考え方というよりも前に、法令がどうなっていたのか、そういう基本的なことを知らないままやっていたんじゃないかなっていう気がしますよ。法令遵守の条例というのは旭川でもつくっていますよね。旭川では様々なトラブルというか、そういうことがあったから、そういった法令遵守が必要だということで条例もつくったわけですから、本当に分かっているんであれば、当然それにのっとって事務をしていかなければならないということなんですが、そこも抜け落ちているのかなということもあるんですよね。

ですから、本当に旭川市民の信頼を損ねたということも、もちろん残念でなりませんし、DMO の組織としても全く機能していなかった、さらには、管理職の法令に関する意識も足りなかったというふうに思うんですけども、担当部局として、厳格に法令遵守に向き合っていくという覚悟があるのかどうか、最後にお伺いしたいと思います。

○菅原観光スポーツ交流部長 ただいま委員から御指摘いただきましたとおり、旭川市政における 公正な職務の執行の確保等に関する条例において、基本的な心構えとして、職員は、常に法令を遵 守するとともに、自らの行動が公務の信用に影響を及ぼすことを深く認識し、市民から信頼される 職員であるよう、公務員としての資質の向上及び倫理の高揚に努めなければならないと規定してい るところであります。

私自身、一般社団法人への派遣というのも3年経験しておりますけれども、やはりこの中で、市内部の事務処理の進め方と、民間団体における事務処理の進め方の相違により、悩んだことがありました。その際にも、やはり、派遣先の上司ですとか、派遣元の所属長に相談をいたしまして、判断を仰ぎながら事務を進めてきたというような経過がございます。

管理監督者といたしましては、やはりミスをさせないということ、それからミスがあった場合に も、すぐにそれをカバーできるというような体制をつくること、また、ミスがあったときに職員が 相談しやすい体制をつくっていく、こういうことが職場において必要なことなんではないだろうか というふうに考えております。

今回の事案につきましては、一般社団法人における登記手続の遅延により過料3万円の処分が決定されたものであり、DMOとしても再発防止策を講じているところではありますが、それに加え、市からの派遣の有無にかかわらず、市職員として、DMO内部の問題ではなく、市全体の問題として捉えて、十分に法令遵守の意識を持ち、適正な事務執行を行うことにより、市民の負託に応え、市民に信頼される公平、公正で透明な市政を推進してまいりたいと考えております。

○中村委員 今、部長から御答弁いただきましたけども、部長も3年間、外にというか、一般社団 法人等々、そういったところに派遣をされたことがあるということなので、やはり分からないこと がたくさんあると思うんですけども、真剣に勉強しますよね、そのときは。どういうふうな仕組み になっているのかというところをやっぱりしっかり把握した上で、特に上司であれば、一番トップ の責任者が何より一番それをやらなければならないということですから、先ほどの、2週間で登記 手続をしなければならないということを一番強く意識しなければならないのは、やはり最高トップ である専務理事でしょうし、事務局長がしっかりそこの意識を持ってさえいれば、こんなことは起きようがないと思うんですよ。ですから、二度とこういったことが起きないような再発防止についても、今、部長のほうでしっかり言っていただいたと思いますので、これは担当部だけじゃなくて全庁的な課題にもなると思いますので、本当にしっかりと対応していただきたいことをお願い申し上げまして、質疑を終わりたいと思います。

〇品田委員長 この件につきまして、ほかに御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

〇品田委員長 なければ、この報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、農業委員会事務局における登記嘱託に係る不適切な事務処理に関する調査結果等について、 理事者から報告願います。

〇野谷農業委員会事務局長 農業委員会事務局における登記嘱託に係る不適切な事務処理に関する 調査結果等につきまして、御報告を申し上げます。

当該案件は、令和2年度に実施した2件の農地の所有権移転嘱託登記に係る事務処理遅延により、 農業経営基盤強化促進法による売買契約成立の日から1年以内に所有権移転登記を行うことができ なかったため、登録免許税の軽減適用が受けられず、登録免許税が増額となり、当該増額分を農業 委員会事務局職員が自己負担により処理したという不適切な事務処理を行ったものでございます。

事実確認を行うに当たり、当時の事務局の業務量及び引継ぎの状況等のほか、当該事務処理の遅延と、所有権移転に伴う登記の登録免許税に関わる不足分を自己負担したという2つの行為への関与について、職員から聞き取り調査を行ったところでございます。また、聞き取り調査につきましては、総務部人事課と連携を図り、一緒に実施したところでございます。当初、調査対象者数は、当該事務の実務担当者とその上司3人の合計4人でございましたが、聞き取り調査の過程で相違する内容の話があったために、事実確認のため、もう一人の職員から補足的に聞き取り調査を行い、合計5名となったところでございます。

それでは、当該案件に係る調査結果と、これに基づき令和4年3月18日付で行った職員の処分

等について、併せて御報告を申し上げます。

農業委員会事務局が取り扱う業務のうち、農地の権利移動に関わる業務につきましては、農閑期である冬期間に集中する傾向がございます。令和2年度の4月から5月にかけての時期は、例年以上に積み残し案件があり、毎月開催されます農業委員会の農地部会での議決を得るための業務を優先せざるを得ない状況にございました。そのため、所有権移転登記事務は先送りされ、5月下旬以降に、必要書類が整っている案件で古い順に処理を始めましたけれども、当該業務の進捗状況をチェックする体制が不十分であったため、一部の案件につきましては、登記に必要な書類の提出を求めていなかったものがあったところでございます。業務の引継ぎについては、時期的な遅れはあったものの、前任者から順次行われており、引継ぎ内容や方法につきましては、他の業務と比べても遜色がないというものでございました。

登録免許税の軽減適用に関し、有効期限があることを見落としたことに関しましては、事務局の確認不足が原因でございます。登録免許税の不足分を自己負担した理由は、これ以上登記が遅れ、市民に迷惑をかけることを避けるためとのことでありましたが、職員が負担して処理を進めることは不適切な行為であり、これを決断した上司及びその決断に対し、部下の職員が再考を求めたり、本来取るべき対応を促すなどの行動を取るべきでしたが、それがなされず、上司の誤った判断に従い事務が進められた上、上司が負担した額の一部を部下が負担するという旨の申出を行い、実際に負担したことにより、当該部下2名も結果的に当事者になったものであります。

こうした行為が事務局の事務執行に対する信頼を損ねる結果となり、当時の職位等を考慮し行っ た処分及び服務指導上の措置は次のとおりでございます。

当時、農業委員会事務局長であった職員は戒告の懲戒処分、同事務局の管理職職員に訓告、実務 担当者とその上司に厳重注意の服務指導上の措置を行ったところであります。

報告は以上でございます。

〇品田委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

〇品田委員長 なければ、この報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、旭川市立小中学校働き方改革推進プラン(第2期)の策定について、理事者から報告願います。

〇品田学校教育部長 旭川市立小中学校働き方改革推進プラン(第2期)の策定について、御報告いたします。

お手元に配付しておりますプランの概要を御覧ください。

初めに、これまでの国と北海道、旭川市の主な動きですが、学校現場を取り巻く環境が複雑化、 多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教職員の長時間勤務の是正が大きな課題となり、 現在、全国的に学校における働き方改革が進められてきているところでございます。本市におきま しても、平成31年に旭川市立小中学校働き方改革推進プランを策定し、取組を進めてきておりま す。

次に、これまでの取組の成果と課題であります。全ての市立小中学校では、平成31年4月から、 客観的な方法による教職員の勤務時間の計測と記録を開始しております。これにより、教職員には 勤務時間を意識した働き方が浸透してきており、毎年実施しております意識調査の結果を見ましても、働き方改革が進んでいると感じる者や勤務時間を意識して勤務している者、時間外勤務の削減を意識している者の割合が上昇する一方、多忙感を感じている者の割合は低下している状況が見られます。また、時間外在校等時間が月45時間を超える教職員の割合も、若干ではありますが低下をしております。しかし、依然として上限を超える者も一定程度おり、長時間勤務が必ずしも解消できていない実態が見受けられるところであります。ただ、新型コロナウイルス感染症対策やGIGAスクールへの対応など、学校が取り組むべき新たな課題が増えてきている中で、時間外勤務が大きく増えていないのは、教職員の働き方改革が一定程度進んでいることも一因ではないかと考えられるところでございます。これまでの進捗状況を踏まえまして、今後も、教職員の業務負担の軽減に向けた実効性のある取組を進める必要がありますことから、今回、予定どおり、令和4年度から6年度までを期間とする推進プランの第2期を策定することとしたものであります。

次に、推進プラン(第2期)の概要であります。目標につきましては、引き続き、全ての教育職員の時間外在校等時間を月45時間以内、1年間360時間以内とすることを目指します。取組期間につきましては、令和4年度から6年度までの3年間といたします。また、目標の達成に向け、今回新たに教職員一人一人の気づき、学校組織全体の対話、地域との協働の3つの視点を重視して取り組んでまいります。

次に、具体的な取組ですが、大きく4つの重点取組の項目を設定しております。これらにつきましては、これまでのプランを引き継いでおりまして、道教委のアクションプランに沿ったものとなっております。重点取組の1つ目は、本来担うべき業務に専念できる環境の整備、2つ目は、部活動指導に関わる負担の軽減、3つ目は、勤務時間を意識した働き方と学校運営体制の充実、4つ目は、教育委員会による学校サポート体制の充実となっておりまして、それぞれの重点取組ごとに具体的取組を位置づけております。

なお、今回、本推進プランの策定に当たって大きく見直しをした点といたしましては、学校における働き方改革が国や道教委の制度に大きく影響されることを踏まえまして、道教委のアクションプランとの整合を図り、取組内容を整理した点でございます。これにより、道教委が進める取組とも連携を図り、進行管理に当たって各学校に過度な負担がかからないよう配慮しながら取組を進めてまいります。また、取組内容については、これまで既に進めてきたものもありますが、今後より一層進めていかなければならない課題といたしましては、地域との協働の推進や、給食費の公会計化、国の部活動改革を踏まえた取組の推進などが大きな課題であると考えております。

今後は、この推進プラン(第2期)に基づきまして、引き続き具体的な取組を進め、教職員が児 童生徒に接する時間を十分に確保し、効果的な教育活動を行い、教育の質を高めていけるよう、学 校における働き方改革を進めてまいります。

以上でございます。

- ○品田委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はありますか。
- **〇江川委員** 今の働き方改革推進プラン(第2期)の概要に関して、幾つかちょっとお伺いをしたいと思います。

まず、このプランを立てるに当たって、これまでの成果と課題に関する教育委員会の受け止めというのはどのようになっていますでしょうか。

○佐藤学校教育部学務課教職員担当課長 先ほど御説明がありましたとおり、平成31年4月から全ての市立小中学校で、客観的な方法による教職員の勤務時間の計測と記録を開始いたしております。これによりまして、教職員には以前に比べますと勤務時間を意識した働き方が浸透してきているというふうに感じているところでございます。

新型コロナウイルス感染症対策、あるいはGIGAスクールへの対応といったことなど、学校が取り組むべき新たな課題も増えて、それに伴う業務も増えてきている状況がございますため、単に時間外在校等時間の状況だけを捉えまして、働き方改革の進捗状況を総括するということはできないのかなというふうに考えておりますが、この時間外在校等時間が、上限としております月45時間を超える教職員が依然として一定程度おりまして、特に、教頭ですとか主幹教諭、こういった職種の割合が高い実態も見られますことから、このような状況の改善については特に意識しながら、引き続き、働き方改革を進めていく必要があるものと考えております。

〇江川委員 単に時間外在校等時間の状況だけを捉えて働き方改革の進捗状況を総括することはできないというお言葉の中で、それでも今回もまた時間外在校等時間というのを定めるんだということなんですね。

推進プランの1期目の取組として、どのような点を評価して、さらに2期に生かしているんでしょうか。

○佐藤学校教育部学務課教職員担当課長 これまで、4つの重点戦略に基づく様々な取組ということを、これまでのプランに基づいて進めてきたところでございますけれども、その中でも、スクール・サポート・スタッフなどの専門スタッフの配置、あるいは長期休業期間中の学校閉庁日の設定、それから部活動指導に関わる負担の軽減に係る取組、こういった部分で一定の効果が出ております。これらを含めまして、引き続き継続していく取組というものも多くありますが、一方で、給食費の公会計化の検討、それから学校事務の共同化の促進、コミュニティ・スクールの取組などを通じた保護者や地域住民の方との連携、協働の推進などにつきましては、今後より一層進めていかなければならない課題というふうに考えております。

○江川委員 部活動指導に関わる負担の軽減なんかに関わる取組ということで、部活動をしたい先生も少しはというか、昔、私たちの時代なんかはかなり多かったのかなという印象があって、その中で、今はちょっと違うんだよ、意識も少し変わってきているんだよというような話があったので、そういったところがいいのかなというところなんだと思うんですけど、例えば、課題として挙げられた学校事務の様子なんかを拝見している感じですと、やっぱり、生徒に関わる部分というのは、教員が行う必要がある部分というのがどうしても一定数残るのではないかなというふうに思いますし、アンケート調査ですとかこちらからお願いする調査なんかに関しても、やはりその内情を知りたくてしている調査というのが一定数あると思うんですよね。そういったものを考えると、やっぱり教員の事務というところは難しいところがあるんじゃないかなというふうにまず感じるところです。その点で、分かりやすいところで言うと、やっぱり給食費の公会計化というのが、まず、真っ先に取り組むべきところなんじゃないかなと思いますので、この公会計化の導入というのは一刻も早く、そして必要だということを指摘させていただきたいと思います。

もう一つ、今回の改善ポイントというのはどのようなところなんでしょうか。

〇佐藤学校教育部学務課教職員担当課長 本推進プランの第2期では、4つの重点取組項目ごとに

具体的な取組内容を整理いたしておりますけれども、それぞれの取組内容の位置づけにつきましては、これまで北海道教育委員会が策定しております働き方改革のアクションプランと一部異なる部分もありましたことから、各学校において進行管理上混乱するようなことを防ぐため、今回、極力、道教委のアクションプランに沿った形で整理をいたしております。これによりまして、各学校の取組状況の把握などにおきまして進行管理が効率的になり、各学校の負担を軽減できるのではないかなというふうに考えているところでございます。

〇江川委員 北海道のアクションプランと異なる部分があったので、そこを効率的にするよということで、先に取り組んでいたのかなと思ったら、この概要を見る限りでは、北海道のほうが先に策定していて、それを基にして旭川市でつくったにもかかわらず、そこがちゃんとされていなかったっていうことですね。何かそこの点もいかがなものかと思いましたけど、それを途中で気づいて直さなかったんだなというところが、ちょっと不思議だなって思ったところです。

気になるのがもう一つ、在校時間ってやっぱり定められていると思うんですけど、旭川市の学校 の先生の通常勤務の時間って何時から何時になっていますでしょうか。

○佐藤学校教育部学務課教職員担当課長 教職員の出退勤時間につきましては、学校ごとに設定しているため、学校によって違いがございますけれども、おおむね始業時間は午前8時前後、終業時間は午後4時30分前後に設定されているところでございます。教職員の勤務時間のうち、児童生徒が在校していない時間につきましては、学年や部活動の状況などによって児童生徒の下校時間が様々でありまして、また、教職員も担当する学年ですとか部活動の指導の状況などが異なるものですから、実際、退勤時間という部分については、教職員によって様々ということで一概にお示しするということはちょっと難しいところでございます。

○江川委員 教職員によって様々だよというところです。私がすごくこの時間で気になったのは、午前8時前後が始業時間だということです。終業時間が延びるというのは分かるんですけど、この時間設定は、そもそも無理があるんじゃないですかっていうふうに思うんですよね。例えば、うちの子は小学生ですけど、朝8時から8時15分というのが今、登校時間なんですよね。そのときに、先生って、多分、おはようって言いながら迎えてくれたりということがあるので、その時間に一緒に通勤って、あんまりイメージができないんですよ。となると、そういったことをまず考慮して設定もすべきですし、かといって、そうすると前倒しになるんだよとかっていう話なのかもしれないんですけど、例えば、先生が児童生徒と向き合う時間で一番長いのは放課後等時間外っていうことになるかと思うんですけど、そういった場合どういう対応になっているんでしょうか。

〇佐藤学校教育部学務課教職員担当課長 児童生徒が下校した放課後の時間ですとか、所定の勤務時間外に教員が児童生徒と個別に面談したりですとか、指導したりという場合もございますけれども、そのような時間につきましても在校等時間として取り扱うことになるものと考えております。

○江川委員 まず、多分、人はひとしく24時間しか持っていないと思うんですよね。皆これは一緒だと思うんです。それで考えると、先生だけ学校にいる時間が長いよっていうのもちょっとおかしな話ではあるんですけど、個別対応というのが全部、いわゆる勤務時間外になるということだと思うんですよね。そうなると、どうしても向き合ってほしいときに向き合ってもらえないんじゃないかという不安が、保護者としては実はありまして、例えば、下校時に複数人に囲まれて帰ってきましたと。大分必死になって走って帰ってきて、玄関の中で泣き崩れているわけですね。落ち着か

せて、そっかそっかって話を聞いて、じゃあ、ちょっと先生に電話しておこうかなと思って電話をしたら、もう帰っていらっしゃらなくて、そうなると、何か伝えますかって言われても、伝えるほどでもないからまたの機会にしようかなとかっていうふうに思って、延ばしているうちに大きな課題になってしまうというようなこともあるでしょうし、そうならないために、先生はずっといてくださいっていうのもまたちょっとおかしな話かなっていうふうに思うところでもあるわけです。そうならないようにどういう体制を組んでいくのかということが示されないと、先生の働き方改革ってなかなかなされないと思うので、そういう意味で、このプランというのが本当に実効性のあるものなのかというところに疑問が残るなっていうところがあります。当然、多くの先生は、例えば、次の日に時間内で電話をくださったりということで、個別に対応してくださるわけですけれども、それもまた、先生の仕事の多忙さというのを考えるときに、そこを考慮した上でちゃんとしていただかないと、お互いに不安が残るのかなというふうに思っているところです。

そもそも、勤務の考え方というところに対して対策を取る必要があるのではないかなというところを指摘させていただいて、私の質疑は終わらせていただきます。

〇品田委員長 この件につきまして、ほかに御発言はありますか。

○横山委員 今、江川委員からも質疑がありまして、言いたいことの半分ぐらいは言っていただいたかなと思いますが、そもそも、働き方改革推進プランが実効性があるものなのかというのは、3年前からも何度か取り上げさせていただいて、様々な諸矛盾を追求してきた立場として、ここはちょっと素通りはできないかなということで、時間もあまりないので、端的に大きく2点だけ質疑させていただきたいと思いますが、その前に、第1期の総括が私は不十分だと思うんです。意識が変わったとかっていうところが随分強調されているところもあるんですが、そもそも、勤務時間がどれだけ減ったのかというのがあまり明らかにされていないと思います。なぜ減ったのかということの分析もないので、何となく減ったとしか見えない。それも、僅か2%の低下なので、本当に減ったと言えるのかどうかというようなことも、本当はきちっと評価されなければいけないし、特に第1期の後半はコロナ禍で、学校の勤務が正常じゃないといったらおかしいですけども、非常に変則的なものだったにもかかわらず、それをその前の時期と併せて評価してしまっているということに大きな問題があるんじゃないかなというふうに思っていますが、第2期プランを策定しなければならない時期だということをのみ込んで、その部分については、今後引き続き追及をさせていただきたいと思っています。

江川委員も少し触れたんですけども、時間外勤務の縮減でやっぱり一番必要な、何を減らせるかという議論がなかなかできないっていうのが、学校の教職員の働き方改革の最大の課題なんだと思うんです。その中で私が、唯一といったら怒られますけども、具体的に時間数が減るなと思っていたのは、給食費の公会計化だったんですよね。これを実現させれば、この時間分の仕事がなくなるわけなので、実際にそれを担当している方の仕事の時間は減るわけですよね。そういうことを積み重ねなければいけないんだけどもということで、まずはこの公会計化にいち早く取り組んでもらえるとずっと思っていたんですが、どうもそうならないような話をこれまでも何度か伺っています。

公会計化の今後の見通しについて、現段階でどのような状況になるのか、御説明をいただきたい と思います。

〇佐瀬学校教育部学校保健課長 学校給食費の公会計化についてでございます。これまで、令和5

年度の実施を目指して取組を進めてまいりましたが、制度導入に当たりましては、システム導入に 係る調整や経費、あるいは人員確保等の課題がございまして、また、新型コロナウイルス対策をは じめとする緊急対応が全庁的に継続される中で、実施を先送りせざるを得ない状況となってござい ます。

現時点で、時期につきまして明確にお示しすることはできませんが、学校教育部といたしましては、教職員の働き方改革による学校教育の質の向上につながる重要な取組であると捉えておりまして、その実現に向けて引き続き検討してまいりたいと考えております。

○横山委員 半分ぐらいは理解できるんですけども、半分はやっぱり納得いかないのは、学校現場には縮減を求めておいて、行政側がやりますと言っていたことが先送りされるとなると、やっぱり現場の教職員は失望感が大きくなると思うんですよね。特に、経費と人員確保という課題があるということなので、これは教育委員会だけではなくて、市全体の組織に関わる話だと思います。今日は副市長もいませんので、指摘のしようもないんですけども、教育委員会のほうから市長部局にしっかり物を言っていく、そして実際に検討を進めさせるということを強力に進めていただきたいということを指摘させていただいて、この件については終わりたいと思います。

もう一点は、勤務時間の把握の問題なんですよね。私もこれを何度も指摘していましたが、市教 委が調査している勤務時間の実態が正確なものなのかどうかということも何度か追及させていただ いたと思います。

まず1点目は、教職員の勤務時間をどうやって把握しているのかということなんですよね。学校にはタイムカードはありませんので、私が学校で勤めていた頃、把握する方法は何もありませんでした。自己申告もなければ、誰が何時に来て何時に帰っているかというのは誰も分からない。本人も記録していないから、誰も分からない。これが実は、教職員が過労死等で公務災害を認定したいというときの最大の障害になっているそうです、現在でも。残念ながら、公務災害の認定にならなかったと。つまり証拠がないんですよね。何時に学校に来て、何時に帰って、その間に何をしていたかという客観的な資料が学校にはないということなんです。現在は、様々な方法で把握をしているということは理解をしていますが、パソコンを起動することで仕事が始まった、シャットダウンしたから仕事が終わったというような判断をしているということでスタートした学校があったように聞いていますけども、それがそもそも正確な勤務なのかどうか。パソコンを動かさない人は働いていないってみなされるということですよね。私は、現場にいたとき、朝すぐにパソコンを起動しませんでしたけども、それは何なのかってやっぱりちょっと思ってしまいますが、それはよしとします。問題は、各学校で把握しているシステムがばらばらだということなんですよね。

そこでさらに問題なのは、時間外勤務をしたとしても、年休を取って学校を休んだということで、その分だけ月内の時間外勤務が差し引かれて実態より減ってしまうということ、これも何度か前に指摘させていただきましたけども、そういうことが起きている。正確な時間外勤務の把握ができていないということが最大の問題なんじゃないかということが、現場の教職員からかなり多く声を寄せられています。せめて市内だけでも、学校ごとで勤務時間の把握方法が違うということだけは解消できないのかということを改めてちょっと伺わせていただきたいと思います。

〇佐藤学校教育部学務課教職員担当課長 教職員の勤務時間につきましては、各学校におきまして、パソコンの表計算ソフトなどを活用することによって、客観的な方法によりまして一人一人の出勤

時間と退勤時間を把握し、記録しているところでございます。教職員の勤務時間を正しく把握し、 記録することは、管理職を含めまして、教職員全体の共通認識の下できちんと実施していかなけれ ばならないものでございますので、各学校の管理職がこのことを十分に理解して、適切に教職員の 勤務管理を行うよう、このことについては引き続き周知徹底を図ってまいります。

また、学校ごとに使用するシステムが異なるということで、異動等もございますので、別の学校から異動してきた教職員に戸惑いですとか混乱というようなことが生じるのは、私どもとしても好ましくないというふうに考えております。このため、現在、道立学校で導入されている出退勤管理システムといったものもございますので、こういったものを活用できないかといったことも含めまして、各学校で使用できる標準的なシステムの提供といったことについて、今後、検討してまいりたいと考えております。

〇横山委員 道教委のシステムがいいのかどうか、私はちょっと判断できないんですけど、少なくとも、市内は共通のシステムでやるべきだというふうに思いますので、この部分については指摘をさせていただきたいと思います。

もう一点は、これも正確な勤務時間の把握に関わるんですが、結局、持ち帰り業務と週休日の勤務がカウントされていないんですよね。さらに、休憩時間の勤務も全くカウントされていない。もしかしたら、実情によってはカウントしているのかもしれませんけども、私が学校に勤めていたときに、休憩時間に休憩している教職員というのは、9割方見たことはありませんでした。御承知でない方と言ったらあれですけども、市内というか、全道的に全部そうかな、教職員の勤務の休憩時間というのは、勤務終了の直前に45分間設けられていますので、連続7時間ぐらいの勤務で、その後休憩がありますけども、その休憩時間にも、特に中学校は子どもたちがいるので、そこを休憩しますとはならないわけですよね。そこを利用して、例えば、生徒会の指導をしたり、部活動の準備をしたり、それこそ子どもたちの相談を受けたりっていう時間に結局は使わざるを得ないので、実際、そこも勤務をしているんだけども、数字上はカウントされない、この3つの矛盾があるんですよね。これについて、私はなぜ調査しないのかということを何度も何度も指摘をさせていただきました。この部分の正確な管理だとか調査がないと、そもそも教職員の働き方はどうやったら変わるのかと。本当の意味での見直しにはやっぱりつながらないと思います。見せかけだけ数字がちょっと減りましたということで、推進プランは効果がありましたということを言われると、学校現場は、やっぱり分かってもらえないのかということで絶望すると思うんですよね。

この部分については、早急に全ての在校等時間プラス持ち帰り業務を含めて、勤務している時間 と実勤務時間ということで把握すべきだというふうに私は思うんですけれども、その点についての 見解を伺いたいと思います。

○佐藤学校教育部学務課教職員担当課長 教職員の勤務の状況につきましては、それぞれの学校におきまして、校長が管理をいたしておりまして、教育委員会として、教職員それぞれの個別の状況について把握はしていないところではございますが、教職員を対象に実施しております意識調査の結果などを見ますと、教材研究ですとか、あるいは授業準備など校務に関する業務を持ち帰って行うような実態、あるいは週休日や休憩時間中に仕事をしているような実態もあるものと認識をいたしております。教職員の在校等時間が、見かけの上で数字上縮減されたといたしましても、実際、仕事を自宅に持ち帰っているというような状況では、働き方改革の目的が達成されたとは言えない

というふうに考えておりますので、各学校におきまして、教職員に対する適切な業務量の設定、それから校務分掌の分担の工夫などを通じまして、可能な限り、業務の効率化や平準化に努めることが重要であると考えております。このため、各学校の管理職がこのことを十分に理解して、適切に教職員の勤務管理を行うよう、引き続き、周知徹底を図ってまいりたいと思います。

○横山委員 認識自体は一致しているというふうには受け止めたいと思います。そのためにも、やはり、教職員の勤務が実際はどういうふうになっているのかということを、本当の意味でしっかり受け止める必要があると思います。分析も必要だと思いますので、改めて、先ほど言った休憩時間や持ち帰り等の時間外勤務を把握することを求めていきたいと思いますし、教職員組合等が毎年、勤務実態調査をしていて、市教委が押さえている数字よりは正確なものだと私は客観的には思っているんですけども、そういった実態を踏まえながら、やっぱり現場の声を受け止めた働き方改革推進プランの策定、また、改善に努めていただきたいということを指摘させていただいて、今日については終わりたいと思います。

〇品田委員長 この件につきまして、ほかに御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

〇品田委員長 なければ、この報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、旭川市いじめ防止基本方針の改定について、いじめの重大事態に係る旭川市いじめ防止等 対策委員会からの報告についての以上2件につきまして、理事者から報告願います。

○黒蕨教育長 いじめの重大事態に係る旭川市いじめ防止等対策委員会からの報告に関わりまして、 冒頭、おわびを申し上げたいと存じます。

先月、3月27日に、対策委員会から御遺族側に対し、いじめとして取り上げる事実6項目について報告されましたこと、教育委員会として大変重く、厳粛に受け止めており、いじめの認知に至らなかったことを深く反省し、3月29日に、御遺族に対し直接おわびを申し上げたところであります。このことにつきましては、市議会の皆様にも多大なる御迷惑と御負担をおかけしており、また、市民の皆様をはじめ、多くの方々からも御心配とお叱りの声が多数寄せられており、こうした事態を招いたことに対しまして、この場をお借りし、心から深くおわび申し上げます。

今後も、全ての諮問事項について一日も早く結果がまとめられ、真相が究明されるよう、教育委員会として引き続き、調査の支援に最大限努めてまいります。あわせまして、旭川市いじめ防止基本方針の改定など、いじめ防止対策の強化を図り、いじめの積極的な認知と対処に取り組み、二度と同様の事案が発生しないよう、力を尽くしてまいりたいと考えております。

改めまして、このたびの結果を重く受け止め、心からおわび申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

それでは、学校教育部長から報告事項について報告をさせていただきます。

〇品田学校教育部長 いじめに関連しまして、2点報告をさせていただきます。

初めに、旭川市いじめ防止基本方針の改定についての御報告であります。お手元にお配りしております旭川市いじめ防止基本方針を御覧ください。

旭川市いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法第12条の地域の実情に応じたいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとするとの規

定に基づきまして、平成31年2月に策定をいたしましたが、現在、本市において、初めて、いじめの重大事態として対処する事案が発生していることを重く受け止め、いじめ防止等の対策をさらに強化するため改定をしたものでございます。

改定に当たりましては、教育委員会が把握している各学校の状況や、本常任委員会など、旭川市 議会での議論をはじめ、旭川市いじめ防止等連絡協議会における意見など、現時点で明らかになっ た課題等を踏まえ、内容の変更や追加等を行っております。

変更や追加を行った内容についてでありますが、別紙の旭川市いじめ防止基本方針、改定の主なポイントを御覧ください。改定の主なポイントは4点ございます。

1点目は、いじめの防止等に関係する機関との連携であります。旭川市子ども総合相談センターと教育委員会との定期的な情報共有の場の設定及び連携の強化、また、民間の相談機関への相談内容について教育委員会が把握して対応できる連携体制の構築を追加するとともに、基本方針の13ページには、民間の相談窓口がいじめ等に関する相談を受けた場合の対応フローを新たに掲載し、民間の相談窓口が相談者の了承を得て、教育委員会に相談内容等を伝え、教育委員会が民間の相談窓口や学校と連携しながら対応することなどについて明示をしたものでございます。

2点目は、学校いじめ対策組織の構成や役割の明確化であります。学校いじめ対策組織内にいじめ対策チームを設置することや、いじめ対策チームのメンバーの中から報告窓口、それから集約担当を割り当てることなど、学校いじめ対策組織がより機動的に運用できるよう、対策組織の設置に当たっての留意事項について、追加、変更を行いました。

3点目は、性に関わる事案への対応であります。児童生徒のプライバシーに配慮した対処を行う ことや、児童生徒に対して、同性の教職員、話しやすい教職員が対応すること、また、情報管理の 徹底に努めることなどについて追加を行いました。

4点目は、関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応であります。学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないよう、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導、助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促すことについて、追加を行ったところであります。

本基本方針につきましては、3月31日付で各学校に通知をしており、今後、各学校においては、本基本方針に基づき学校基本方針を作成し、保護者等への周知を行うということになってございます。なお、本基本方針は、令和5年度からの施行を目指す(仮称)いじめ防止条例を踏まえ、令和5年度内を目途として、再度、改定をいたします。その際には、懇話会の開催やパブリックコメントの実施などにより、市民の皆様から広く意見を聴取するとともに、意見提出手続に関わる本常任委員会への報告等を行ってまいりたいと考えております。

この件につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

次に、いじめの重大事態に係る旭川市いじめ防止等対策委員会からの報告について、御説明申し 上げます。

現在、調査中のいじめの重大事態に関わり、旭川市教育委員会から旭川市いじめ防止等対策委員会に諮問している事項のうち、いじめの事実関係の調査と検証について、3月27日、対策委員会から御遺族側に報告されたところでございます。概要といたしましては、御遺族側から調査の意向が示されていた事案などについて、アンケート調査や、教職員、児童生徒、その他関係者からの聞

き取りなどにより事実関係の調査を行った結果として、いじめとして取り上げる事実として 6 項目 あると示されたところでございます。

詳細については、当初、本日の常任委員会で報告できるものと見込んでおりましたが、公表内容の調整と併せ、御遺族側から、中間報告に対し所見書を添えることを検討したいとの意向が示されたところでありまして、それを待って公表等の手続を行うこととしましたことから、本日、詳細について報告が難しくなったところであり、委員の皆様におわびを申し上げるところでございます。なお、今後、公表可能とされた内容につきましては、速やかに委員の皆様に報告させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

〇品田委員長 ただいまの報告につきまして、まず、旭川市いじめ防止基本方針の改定についてに関わりまして、特に御発言はありますか。

〇江川委員 今後の条例制定や重大事態の検証報告というのを受けて、今後、改定がなされるというふうになるということですので、暫定的なものであるというふうな受け止めの上で、幾つか確認をしておきたいと思います。

まず、学校内組織の役割が明確化されるということなんですけれども、最初の窓口が担任の先生であるということは変わりがないというふうに思います。というのが、やはり低年齢の子、小学生とかであるほど、ほかの先生にはどうしても接する機会が少ないので、相談がとてもしにくい状況があるというのが現実的なところだと思っています。さらに、担任によっては、ちょっと相談がしにくいなっていうふうなことが起きてくるというふうに考えられるんですけど、これで見ると、その場合の対応としては、子どもたちの言葉で「偉い先生」というふうに言われる、役職がついている先生というような形になるんでしょうか。

○末木学校教育部教育指導課主幹 いじめを早期に発見するためには、教職員の日常的な見守りや児童生徒との触れ合い活動、定期的なアンケート調査、教育相談などの実施とともに、児童生徒が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努めることが重要であります。そのため、担任はもとより、養護教諭やスクールカウンセラーのほか、どの職員であっても相談できることを児童生徒に周知するなど、いじめについて相談しやすい取組を進めることが必要であると考えております。

また、児童生徒から相談を受けた教職員が、その情報を1人で抱え込むことなく、学校内のいじめ対策組織において報告窓口の役割を担う教員に確実に報告し、組織的な対応が行われるよう、このたびの改定において、その役割や対処の在り方について明確化したところであります。

〇江川委員 もう一つ、今回の改定で、ポイント3ですね、性に関わる事案についての内容が追加されています。性に関わる事案の対応というのは、まず、教員がどのような知識を持っていらっしゃるんでしょうか。

○末木学校教育部教育指導課主幹 性犯罪、性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その根絶に向けて、誰もが加害者にも被害者にも傍観者にもならないよう、社会全体で取り組んでいくべき課題として、学校教育においてもしっかりと取組を進めていく必要があると考えております。本市におきましては、令和3年度、文部科学省と内閣府が協力して作成した教材を活用いたしまして、児童生徒を性暴力の当事者にしないための命の安全教育の授業を全小中学校において実施したところでありまして、昨年度、本市の小中学校に所属していたほとんどの教員については、

性に関わる事案を未然に防止するための授業に関する知識等を一定程度有しているものと考えております。

今後も、命の安全教育の取組を全小中学校において引き続き実施するほか、性に関わる事案への 対処に関わり、基本方針の改定において明確化した被害児童生徒への配慮等について、教員のキャ リアステージに応じた研修会等において取り上げるなど、全ての教員が適切に対応できるよう取り 組んでまいります。

○江川委員 この中身で、一定程度の知識というのがどのぐらいのものなのかというところもありますし、正直、一定程度では対応が難しいというのがこういった事案だと思うところなんですね。 北海道教育委員会のスクールロイヤーですとか、また、精神的ケアの専門機関等との連携をどういうふうにつなげていくかというところの充実に関して、しっかりとお願いしたいところだなというふうに思います。

そして、もう一つ気になるのが、ポイント1ですね、関係する機関との連携が強化されるということなんですけど、挙がっているのが子ども総合相談センターということで、いわゆる子総相と言われるこの施設との情報共有というのは、これまではどういうふうに行ってきたんでしょうか。

〇辻並学校教育部次長 旭川市子ども総合相談センターとの連携についてでありますが、これまで、相談センターに本市の小中学校の児童生徒等に関わる相談があった際に、相談者の了承の下、情報を提供いただきまして、必要に応じて教育委員会が学校と連携して対応するなどの取組を行ってきたところでございます。今年度からは、さらに連携の強化を図るため、これまでの取組に加えまして、毎月1回、定期的に情報共有する場を設定することとし、このたび、旭川市いじめ防止基本方針に新たに記載したところでございます。

○江川委員 情報共有の場を設けるというところをもって連携というふうにおっしゃっているということなんですね。子総相が挙がったときに、要保護児童対策地域協議会、いわゆる要対協の部分なのかなっていうふうに私は思ったところだったんですけれども、要保護児童対策地域協議会等に対する取組というのはどのように行われてきているんでしょうか。

〇辻並学校教育部次長 要保護児童対策地域協議会につきましては、子ども総合相談センターが実施する旭川市子ども・女性支援ネットワークにおいて、要保護児童等の適切な保護または支援を図るための情報交換や協議が行われております。本ネットワークは、地方法務局や警察、民生委員、教育委員会などの関係機関等により構成され、本市の小中学校の児童生徒に関わるケース検討会議等が開催される際には、教育委員会は、事案の状況に応じて子ども総合相談センターからの要請を受け参加しており、今後の各関係機関の役割等を協議いたしまして、対処方針等の共通理解を図っているところでございます。

○江川委員 その要保護児童対策地域協議会というのは、教育委員会とか学校、それから保護者からもケース検討会議の設置をお願いするというようなことはできるんでしょうか。

○眞田学校教育部次長 学校や教育委員会から、また、保護者については学校を通じて、要保護児 童対策地域協議会の事務局である子ども総合相談センターに対し、ケース検討会議の開催を要請す ることが可能でございます。

○江川委員 つまり、設置を要望することができるということですね。そうすると、この要保護児 童対策地域協議会、要対協と言われる、いわゆる家庭、保護者を含めて、その子に対してどのよう な支援を行っていくのか、対策を行っていくのかということを話し合う、専門家の知識を得られるようなこのケース検討会議というのは開けるということになるんです。つまり、設置して、被害者はもちろんですけれども、もう一方、いわゆる非行を行った加害者に対しても、ケース検討会議というのを別途で行うことができるわけですね。性に関わる時点で、多くは性犯罪だと、つまり非行の可能性があります。いじめを行った生徒に関して、児童相談所への通知ですとか、要保護児童対策地域協議会設置の依頼等を行うというようなことは、この中には入っていないんですけれども、そのことは考えていないんでしょうか。

○眞田学校教育部次長 性に関わるいじめ事案における加害児童生徒への対応につきましては、他者の人権や尊厳を踏みにじる絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させることや、その保護者に対し、家庭における指導を要請することなどの対処に加え、犯罪が疑われる事案については、被害児童生徒の保護者の了承の下、警察との連携を図ることなどが大切であると考えているところでございます。その後も、学校が継続して警察や児童相談所と連携することや、学校、教育委員会からケース検討会議の開催を子ども総合相談センターに要請することなど、事案の再発の防止や、加害児童生徒の健全育成に向けた関係機関との連携による対応についても、しっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○江川委員 しっかりと取り組んでまいりたいということなので、今回はここでとどめようとは思うんですけれども、この要保護児童対策地域協議会、ケース検討会議ですね、このことについて、しっかり連携ということであれば、まず一番最初にここの記載に踏み込んでいただきたかったなというのが一つ正直なところです。先ほどの答弁にもありました、保護者に対して家庭における指導を要請、それから謝罪の気持ちを醸成させるというようなことがあったと思うんですけれども、加害になっても被害になっても、どういうふうに支えたらいいかというところは、今までの答弁の中でも指導していただくというようなこともないですし、多分、日々の生活の中だったら、それよりも優先させること、見過ごしてしまうというか、通り過ぎちゃうことはあると思うんですよね。ですので、やはり、そこに関してはしっかりと適切な支援を行えるような体制をこの中で整えていただきたいということを申し上げまして、今回、ここで終わらせていただきたいと思います。

〇品田委員長 この件につきまして、ほかに御発言はありますか。

改定になるということは歓迎したいなというふうに思います。

○能登谷委員 私のほうもいじめ防止基本方針の改定について、若干、伺いたいと思います。 中2生徒のいじめに関わって、いじめ防止基本方針の見直しを求めてまいりましたので、今回、

まず、複数校に関わる案件についてですが、中2生徒のいじめの問題は複数校に関わることでした。複数校の案件でありながら、あくまで生徒が在籍していた学校任せでいじめの判断が決まるのはいかがなものか、教育委員会主導に見直すべきではないかというふうに指摘してまいりましたけれども、今回の改定でどのようになるのか、伺いたいと思います。

○末木学校教育部教育指導課主幹 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対処につきましては、学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないよう、教育委員会が各学校と連携し、情報の集約を行うことや、学校間の連携の窓口となり、具体的な対応について指導助言を行うなど、これまで以上に教育委員会が主体的に関わるよう改定を行ったところです。

〇能登谷委員 続いて、性的な被害への対応なんですが、昨年5月の経済文教常任委員会の質疑で、

当該校のA中学校の周辺にあるB小学校に子どもを通わせている保護者の話というのを紹介させていただきました。2019年6月に当該生徒が川に飛び込んだ。その後8月頃に警察が訪ねてきたと。近くの中学校で厄介な性被害、とんでもない事件があり、そのB小学校も巻き込まれていないか、注意深く見守ってほしいという内容でした。また、当時B小学校の校長も、携帯やネット、性被害が心配だということを言っていたということを保護者から聞いたところです。

性に関する事案への対応、これは生徒のプライバシーに関わることでもあって、難しい対応が求められるんだと思うんですね。これも学校任せにできないものということで指摘させていただいたんですが、今、具体的に江川委員のほうにも答弁がありましたので、これは私は答弁を求めず、次の項目に行きたいと思います。

いじめ防止等に関係する機関との連携について伺いたいと思います。これは昨年6月16日の一般質問で、民間の子ども相談室が、2020年の11月に当該生徒から電話で相談を受けており、この時点でも、当該中学校や転校先の学校でもいじめを受けている、性的ないじめで今も苦しんでいると明確に語っていたということを紹介させていただきました。今回の改定でどのようになるのか、伺いたいと思います。

○末木学校教育部教育指導課主幹 いじめ防止等に関係する機関との連携につきましては、旭川市子ども総合相談センターと、いじめなどの児童生徒に関わる相談対応の状況について情報共有を行う場を定期的に設定するとともに、民間の相談機関への相談内容につきましても、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めまして、適切に対応することが重要でありますことから、教育委員会が民間の相談機関と学校との連携の窓口となり、対応することとしたところです。

〇能登谷委員 紹介した相談室はきらきら星というところだったというのも、当時も紹介させてもらいましたが、その学校によって対応も違ったりして、なかなかスムーズに連携できなかったというようなことも述べさせていただきました。

今後、この紹介した相談室などとの連携は、具体的にどのように図るのか、お聞かせいただきたいと思います。

〇辻並学校教育部次長 当該の相談室とは、昨年9月から本年3月にかけまして、4回にわたり、 連携の具体的な方法等について協議を進めさせていただいたところです。また、このたびの相談機 関との連携に関わる本基本方針の改定の内容につきましても、事前に御説明を行いまして、共通理 解を図ったところでございます。

具体的には、民間の相談機関が受けた相談について、相談者の了承を得た上で情報提供をいただくなど、教育委員会が相談内容を把握するよう努めるとともに、事案の解決が図られるまで学校との連携を継続し、指導助言を行うほか、相談者の了承が得られましたら、学校の対応状況等について、民間の相談機関への情報提供を行うこととしております。

○能登谷委員 続いて、学校いじめ対策組織の構成や役割の明確化について、今回の変更点や追加 した内容についても伺います。

○辻並学校教育部次長 学校いじめ対策組織につきましては、いじめや、いじめが疑われる事案などに迅速かつ適切に対応できる組織となるよう、構成や役割を明確化することが重要であるため、このたびの改定におきまして、対応の中核として機能する体制として、学校いじめ対策組織内にいじめ対策チームを設置することや、いじめ対策チームにおける報告窓口、集約担当の配置、さらに

は、個々の事案の対処等に当たって、必要に応じて外部の専門家の協力を受けることなどについて、 内容の追加、変更を行ったところでございます。

〇能登谷委員 学校いじめ対策組織を実際に機能させる上で、いじめの認知が重要なことだと考えます。旭川市の場合は、いじめの認知率が低いと指摘されているようですが、まずは現状のいじめ認知率をどう見ているのか、伺いたいと思います。

○辻並学校教育部次長 いじめの認知件数につきましては、平成29年に国がいじめ防止基本方針を改定し、いじめを積極的に認知し、その解決を図ることが重要であるとの考えが明確に示されたことに伴いまして、本市におきましても、同年の認知件数が過去最多となりましたが、その後、減少傾向が見られ、児童生徒1千人当たりの認知件数は、全国の状況と比べると、現在、大きく下回っているところでございます。その要因といたしましては、本市においては平成28年度から、全中学校の生徒の代表が一堂に会する生活・学習Actサミットを毎年開催するとともに、6月と10月に設定をしておりますいじめ・非行防止強調月間の取組など、児童生徒が主体となったいじめの未然防止の取組の充実が図られてきたことによるものと認識していたところでございます。

しかしながら、このたび、本市において初めて重大事態となる事案が発生したことを重く受け止めまして、他の自治体以上にいじめ対策を一層徹底、強化していく必要があることなどから、これまでいじめを見逃してきた可能性はないかとの考えを前提にいたしまして、国の基本方針やいじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめの認知が一層積極的に行われるよう、各学校への指導助言に取り組んでまいります。

〇能登谷委員 今回の学校いじめ対策組織の構成や役割の明確化の改定で、教育委員会としてはどのようにいじめの認知率を上げて、具体的に改善しようとしているのか、そこについても伺いたいと思います。

○眞田学校教育部次長 いじめについて、各学校において法に基づく正確かつ積極的な認知が行われるようにするためには、児童生徒を対象としたアンケート調査など、いじめの早期発見の機会の充実とともに、教職員がいじめについて理解を深めることや、教職員がいじめの情報を1人で抱え込むことなく、組織的に情報収集を行い、複数の目で事実関係を継承することなどが重要であると考えているところでございます。今回のいじめ防止基本方針の改定においては、学校いじめ対策組織がその機能を一層発揮できるよう、内容の追加、変更を行ったところですが、加えて、教員研修の充実や、いじめアンケートの機会を年2回から3回に増やすことなどの取組により、御指摘の課題についてもしっかりと対応してまいりたいと考えているところでございます。

○能登谷委員 この項目の最後になりますが、私は昨年5月14日の経済文教常任委員会で、教育委員会としては、いじめ防止基本方針から抜本的に見直すことが必要ではないかということと、学校いじめ防止基本方針や条例の整備も含めて、教育委員会としての今後の取組の方向性というのを伺いました。そのとき、黒蕨教育長は、いじめ防止等対策委員会の調査が行われ、調査報告書の中で、同種の事態の発生防止に向けた提言をまとめていただく、そうした意見を今後策定予定のいじめ防止条例にも生かしてまいりたいというようなこと、それから本市のいじめ防止基本方針の見直しも図っていく必要がある、いじめの根絶に向けた対策の強化についても調査と併せて取り組んでまいりたいという旨の答弁をされていたと思うんですね。第三者委員会の調査の結果待ちにならず、今できる対策を行うということは重要なことだと考えます。

あわせて、第三者調査の指摘も受けて対応していくということも必要になりますし、さらに、今後のいじめ防止条例にも対応する必要もあるのではないかなと思うんですね。なので、今回の基本方針の取組について、それと併せて今後の基本方針の改定の方向性、さらには、条例策定の時期についても教育長の所見を伺っておきたいと思います。

○黒蕨教育長 旭川市いじめ防止基本方針は、冒頭、部長のほうからも御説明を申し上げましたが、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、本市の実情に応じたいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めたものであり、このたびの重大事態の発生を重く受け止め、旭川市いじめ防止等対策委員会による調査報告を待つことなく、いじめ防止等の対策をさらに強化するため、現時点で明らかになった課題等を踏まえ、改定を行ったものであります。まずは、改定した基本方針を基に、各学校において、早急に学校いじめ防止基本方針の見直しを行い、取組の強化、充実を図り、実効性を高めてまいりたいと考えております。

また、今後は、対策委員会から示される再発防止策などの提言や、令和4年12月を目途に制定し、令和5年度当初からの施行を目指している(仮称)いじめ防止条例の内容などについても、本基本方針にしっかりと反映させる必要があると考えており、令和5年度内には基本方針の全面改定を行う予定であります。

本基本方針に基づき、学校、家庭、地域、関係機関等の連携の下、児童生徒が安心して心豊かに 生活できる環境づくりに向けて、いじめ防止対策を一層強化し、本市の教育行政の信頼回復に全力 で取り組んでまいる所存であります。

- 〇能登谷委員 終わります。
- **〇品田委員長** この件につきまして、他に御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

- **〇品田委員長** なければ、次に、いじめの重大事態に係る旭川市いじめ防止等対策委員会からの報告についてに関わりまして、御発言ありますか。
- **〇能登谷委員** 引き続きで恐縮ですが、第三者委員会の中間報告についても伺いたいと思います。 3月27日に第三者委員会が御遺族に対して行った、いじめの事実関係の調査と検証の調査結果 の説明の経緯について、まず伺いたいと思います。
- **〇石原学校教育部次長** 昨年12月、御遺族側から市長及び教育長に対しまして、教育委員会が旭川市いじめ防止等対策委員会に諮問している事項の一つであります、いじめの事実関係の調査と検証の調査結果を遅くとも年度内に示してほしい旨の申出がありまして、このことについて、教育委員会から対策委員会にもお伝えしていたところでございます。こうした御遺族側の御意向に従いまして、本年3月27日に、対策委員会が御遺族側に対しまして、アンケート調査や、教職員、児童生徒、その他関係者からの聞き取りなどにより事実関係の調査を行った結果として、いじめとして取り上げる事実6項目についての説明がなされ、その後、29日にも重ねて説明、協議等が行われたところでございます。
- **〇能登谷委員** その説明の場にはどなたが出席したのか、お示しください。
- **〇石原学校教育部次長** 3月27日及び29日の説明、協議は、御遺族をはじめ、御遺族側弁護団、 そして対策委員会の委員により行われ、教育委員会はその場には加わっていないところでございま すが、いずれも協議終了後には、教育委員会職員も同席し、公表の在り方等について確認を行わせ

ていただいたところです。

なお、29日におきましては、教育長から御遺族に対し、いじめの認知に至らなかったことに対 する謝罪をさせていただいたところでございます。

〇能登谷委員 その説明内容について、具体的に市教委は把握されているのでしょうか。教育長も 謝罪しているわけですから、ある程度は把握しているんじゃないかなと思うものですから、聞きた いと思うんですね。

また、御遺族に対する説明から10日以上経過しているという中で、いまだに私どもには、マスコミ等も含めて公表されていないんですが、この公表が遅れている理由は何なのか、お聞かせいただきたいと思います。

〇石原学校教育部次長 対策委員会から御遺族側に対して説明した内容については、現段階では教育委員会には知らされていないところでございます。

また、公表が遅れている理由につきましては、29日の協議においても確認されておりますが、 報告内容には個人のプライバシーにも関わる内容が含まれており、当該生徒はもとより、関係する 児童生徒への配慮が必要なことから、公表内容について慎重に協議されており、時間を要している と伺っているところでございます。

〇能登谷委員 プライバシーに対する配慮、それはもう当然必要なことですけれども、10日もかかるというのはなかなか理解しにくいですよね。概要版にするとかマスキングするとか、いろいろ皆さん方も得意なことでしょうけども、隠すということは隠しようがあると思うんですね。それにしても10日もかかっているということは、ちょっと私は異常じゃないかなと思っています。

昨日、7日付の北海道新聞に、今回の中間報告に対して、遺族側が所見書を第三者委員会に示す 方向で調整中だという報道がありましたが、それはどういう内容で、見通しはどうなっているのか、 伺います。

〇石原学校教育部次長 御遺族側からは、中間報告に際しまして、最終報告がなされた場合と同様に所見書も添えることを検討したいといった申出がございまして、現在、その協議を行っているものと伺っております。御遺族側から所見書を添えたいとの意向が示された場合につきましては、御遺族の意向に沿った対応をしてまいりたいと考えてございます。

〇能登谷委員 御遺族の意向に沿った対応をするというのは、当然重要なことだと思います。だけ ど一方で、第三者委員会としては、既に中間報告がまとまっているわけですから、だから御遺族に 報告もできたというわけなんですよね。そうであれば、速やかに公表する必要があると思います。 このままでは、2週間も経過してしまいかねないという状況だと思うんですね。具体的に、いつど のような形での公表となるのか、お示しいただきたいと思います。

〇石原学校教育部次長 公表の時期、方法等につきましては、いずれもちょっと現段階では確定しておりませんけれども、まず時期につきましては、可能であれば週明けにも実施してまいりたいと考えておりまして、その方法等につきましては、対策委員会が御遺族側に対して説明いたしました、いじめとして取り上げる事実 6 項目の内容につきまして、その概要を文書により公表するとともに、対策委員会と教育委員会が同席する中で説明する場を設けたいと考えてございます。

〇能登谷委員 週明けとなれば、これは2週間後ですよね、当初、27日に御遺族にお話ししてからね。それもちょっと異常だと思いますけど、これで見ると、御遺族の所見書が出るのかはっきり

していない、だから遅れているという認識なんですか。

〇石原学校教育部次長 先ほどの繰り返しになりますけれども、遅れている理由としては、公表する中間報告の内容が児童生徒のプライバシーに関わる部分を多く含んでいるということで、公表する内容の調整に時間がかかっていること、また、御遺族側も、所見書というものを提出することを現在検討中ということで、我々としてはそれを待って中間報告の公表をしたいと考えているところでございます。

○能登谷委員 中間報告のときには最終報告の時期も示されると、これまで伺っていました。そうであれば、最終報告の見込みも今出ているんじゃないかなと思うんですが、それはどのように聞いているのか、伺います。

〇石原学校教育部次長 現段階では、対策委員会から最終報告の時期については、明確な期日というのはお示しいただいておりませんけれども、公表する際には、その期日もお知らせいただけるものと考えてございます。

○能登谷委員 当該中学校の受け止めに関わってもお聞きしたいと思います。当該中学校の保護者から、昨年4月の保護者説明会の後に、教育委員会宛ての要望がありました。当時、私もそれに同席させていただきました。その要望の1番目は、当該中学校では、4月26日に保護者会が開催されましたが、事実経過や学校の対応などについて十分な説明がありませんでした。何を聞いても誠実な答えが返ってこないため、諦めて席を立つ人が目立ちました。今後、保護者に対して、節目ごとに十分に説明責任を果たすことを求めますというのが1番目の要望事項だったと思います。修学旅行の対応とか、いろんな要望事項がありましたけれども、その要望の1番は保護者説明会をちゃんと開いてくれということだったと思うんですね。当該中学校ではその後、保護者説明会は開かれたのでしょうか。

〇辻並学校教育部次長 当該の中学校におきまして、全校生徒の保護者が一堂に会する形での保護者説明会は行ってはいないところですが、参観日の際の学年ごとの保護者を対象とした懇談会や、全校生徒の保護者に配付した学校だよりなどにおいて、当該学校が実施しているいじめの未然防止の取組や、生徒の安全確保の取組などについて、適宜、説明等を行ってきたところでございます。

〇能登谷委員 去年の4月26日みたいなものはやっていないということだと思うんですね。それで、この間、節目はいろいろあったと思うんですよ。だけど、それにもかかわらず、実際には保護者説明会という形のものは開催しないで今日に至って、当該学年の方たちはもう卒業してしまったという事態になっていると思うんですね。これはちょっとゆゆしき事態ではないかなと私は思っています。

今朝の報道でも、学校は市教委が謝罪したことを知らなかったということが報道されています。 当該中学校は、当時、かたくなにいじめではないと判断してきましたから、まず謝罪すべきは学校 だと思うんですよ。教育長がその場で謝ったということなんですが、それを知らないということだ から、全然知らせていないということだから、もう話にもならないという状況ではないかと思いま す。学校単独じゃなくてもね、それこそ教育長と一緒にでも謝罪すべきタイミングがあったんじゃ ないかと思います。まさにこれは、報道に書かれているとおり、連携不足と言われても仕方ない事 態じゃないかなというふうに思います。

それでは、学校は今回の中間報告をどのように受け止めていらっしゃるんでしょうか。また、保

護者説明会は今後予定されているんでしょうか。

〇品田学校教育部長 当該学校の校長からは、中間報告を真摯に受け止めるとともに、御遺族に対しまして大変申し訳なく思っていることですとか、改めて、自校において教員の研修等を行うなど、法に基づく正確かつ積極的ないじめの認知と、いじめ解消に向けた取組を徹底していきたいとの考えを伺っているところでございます。

また、当該学校における保護者への説明につきましては、最終報告がまとまった段階で、市民の皆様や報道機関への公表に併せまして、教育委員会と学校で連携し、調査結果の概要や再発防止等を説明する機会の設定につきまして、検討してまいりたいと考えております。

また、当該学校において、生徒や保護者からの不安の声等が寄せられた際には、現時点で知り得る情報に基づきまして、一人一人の相談に丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○能登谷委員 一人一人への対応もいいんですけれども、やっぱり最初に保護者の方が求めていたように、節目ごとの報告とかが必要だったと思うんですね。いろんな不安とか悩みを抱えながら、自分がいじめに関わったわけじゃなくても、いろんなストレスを感じながら卒業していったんですね、当該学年の人たちは。そういうこともやっぱりよく考えて、学校全体も、いろいろ周辺がうるさくなったわけですから、当該学年だけじゃなくてね、今いらっしゃる学年の方たちもいろんな不安や悩みを抱えて、今もいると思うんですね。だから、最終報告まで待つという姿勢ではなく、きちっとやっぱり寄り添って、節目ごとに対応する。だとすると今だと思います。中間報告を受けて、教育長も謝っているのに、学校は知らなかった、これは話にならないと思うんですね。その点で今、きちっと対応していくことを考えてほしいなというふうに思っています。

最後に、教育長から冒頭に発言がありましたけれども、改めて伺いたいと思います。当時、学校も教育委員会もいじめと認知しませんでした。その後、当該生徒がいじめを受けている、性的ないじめで今も苦しんでいると、先ほども紹介した民間の相談窓口に相談し、それからSNS上では、いじめが隠蔽されているとも発信していたということも伝わっています。もっと早くにいじめと認知し、対応できていればと悔やまれます。私どもは当時、いじめと判断すべきであった、第三者委員会の調査でも、いじめがあったかどうかだけでも中間報告すべきだということを繰り返し述べてきましたので、今回、6項目のいじめ行為があったと認定されたことは歓迎したいと思います。

今回、いじめと認知されましたが、どのように受け止めたのか、教育長の率直な気持ちをお示しいただきたいと思います。また、中間報告の内容の公表が遅れていること、さらに最終報告のめどが示されていないことに対する教育長の受け止め、これらも併せてお聞かせいただきたいと思います。

○黒蕨教育長 このたび、いじめの重大事態の調査において、対策委員会からいじめとして取り上げる事実6項目が示されたことを大変厳粛に受け止めており、当時、いじめの認知に至らなかったことを深く反省し、改めておわびを申し上げる次第であります。その上で、今後、さらに調査が進められ、教育委員会と学校の対応が検証されますが、その結果を真摯に受け止め、反省すべき点は反省をし、しっかりと改善を図り、また、提言される再発防止策に取り組みながら、いじめの根絶を目指していかなければならないと考えております。

また、今回のいじめの重大事態に係る中間報告に関しましては、3月27日に、近日中に公表するとしてきたところでありますが、様々な角度からの配慮が必要ということで遅くなっていること

は否めないところであります。私どもといたしましては、公表に向けて調整を図っているところであり、近々、お示しできるものと考えております。さらに、多くの方々から、調査の進行についての御意見もいただいているところでありますが、対策委員会の委員におかれましては、それぞれ、自らの仕事を抱える中、調査に多くの時間を割いていただいておりますとともに、拙速な調査とならないよう、慎重かつ丁寧に調査、審議をいただいているものと認識をしております。しかしながら、御遺族は、できるだけ早く真相究明されることを強く望んでおり、教育委員会も同様の思いであります。まずは、対策委員会には中間報告の公表の際に最終報告の目途を示していただき、引き続き、一日も早く調査結果がまとまるよう最大限の努力に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

- **〇品田委員長** この件につきまして、ほかに御発言はありますか。
- **〇江川委員** 私のほうでもちょっと端的に何問かだけ伺います。

先ほどから所見という言葉が出ているかと思うんですけれども、御遺族が報告書に所見というの をつけるのは通常のことなのか、まず伺います。

○工藤学校教育部教育政策課主幹 国のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインにおきまして、調査結果を地方公共団体の長等に報告する際、被害児童生徒、保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を当該報告に添えることができると示されてございます。このたびの、教育委員会が旭川市いじめ防止等対策委員会に諮問しております事項の一つである、いじめの事実関係の調査と検証の調査結果の公表につきましては、中間報告という位置づけでありまして、その際における御遺族からの所見書の提出につきまして、明文の定めはございませんが、ガイドラインの趣旨を踏まえまして、御遺族の意向に沿いました対応をしてまいりたいと考えております。

○江川委員 つまり、ガイドラインにおいては、調査結果を報告する際には、当然、所見をまとめた文書を当該の報告に添えることができるという定めがあるということですね。恐らく最終報告に関してのことだというふうな想像はできるんですけれども、できないことではない、つまりつけることができるということなんですね。そういうふうなことを考えたときには、本来、その分の日程というのを考慮すべきだったのではないかなと思うところなんですけれども、今回、こちらの議会とかに対する報告ですね、その日程というのを含めて、そういったことを考えていたんでしょうか。 ○石原学校教育部次長 ただいま答弁させていただきましたけれども、国のガイドラインにおきましては、中間報告の際における所見書の扱い、そういった取扱いについては明示されておりませんので、今回の中間報告に対しまして、御遺族側から所見書を添えたいとの意向が示されるといったことは想定していなかったところでありまして、そのための日程については考慮していなかったところでございます。

○江川委員 想定をしていなかったんだよということなんですね。気持ちとしては、かなり大きな中間報告だと思うんです。ですので、そこに対して、やはり何らかの意見をつけるということを考えてほしかったかな、それは教育委員会のほうでちょっとしっかり配慮していただきたかったかなというところです。

先ほど、能登谷委員の質疑の中でも、確定ではないけれども、予定では来週には公表するというようなことがあったのでちょっと一つ気になったんですけれども、新聞報道等の御遺族への報告を行ったという記事の中で、御遺族からの求めに対して、第三者委員会の委員長がやや困惑している、

困っているというような、不適切とも思われるようなコメントが掲載されていました。そういった 対応に関して、教育委員会としてはどのように考えているんでしょうか。

〇石原学校教育部次長 報道にあった内容を私もちょっと拝見させていただきましたけれども、その内容については、対策委員会の委員長には実際に確認しておりませんけれども、実際、教育委員会から再三にわたりまして最終報告の目途を示していただけるように依頼していた、そういった経過もありまして、教育委員会といたしましては、委員長の発言の内容につきましては、そのことに対するものであったのではないかと考えているところでございます。

○江川委員 教育委員会の認識としては、御遺族に対するものではなく自分たちに対するものだという認識だということですね。ただ、委員長に確認しているわけではなくて、おもんぱかっているということなので、きちっとその状況というのを確認をした上で、もし万が一、教育委員会の考えと異なるコメントだったということであれば、やはり謝罪をすべきなのではないかなと。それは御遺族に対してですね、教育委員会に対してではなく。そこはきちんとした対応をしていただきたいなということをまず1点、指摘させていただきます。

そして、先ほど能登谷委員からもありました、御遺族の気持ちに寄り添いながらというのは、これは前提です、大前提ですけれども、学校ですとか当時の学校長をはじめとした関係者が、やはり御遺族や亡くなった被害者に対して謝罪の気持ちというのを伝える場というのを設けるのが、普通だと思うんです。ですので、そういった謝罪の場、謝罪をするというようなことを考えているのかどうか、そこに対して、教育委員会の見解を求めたいと思います。

〇品田学校教育部長 現在、対策委員会からは、これまでの調査の結果から、いじめとして取り上げる事実6項目があることについてのみ、我々も知らされているところでありまして、今後、その詳細を含めた正式な報告が市教委にあるものと考えているところでございます。その内容を、教育委員会、また学校ともそれぞれのところで確認をいたしまして、今後、我々が公表を予定しているところなんですけれども、それを行う中で、市教委としては、改めて、市教委としての受け止め、それから御遺族並びに関係者、また御心配をいただいている皆様へのおわび等も含めまして、きちんとしていきたいと考えておりますし、関係する学校におきましても、同様に対応するよう考えていきたいと思っております。

○江川委員 その点、いち早くしっかりとしていただきたいということを申し上げまして、私の質疑は終わらせていただきます。

〇品田委員長 この件につきまして、ほかに御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

〇品田委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしましたが、その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午後0時14分